R8.4.16更新ver

# 大区画化等加速化支援事業の概要
（令和８年度版）


１．事業概要
　① ハード事業 ……P1
　② ソフト事業 ……P1

２．ハードメニューの詳細 ……P2

３．事業申請の流れ ……P5

４．お問い合わせ先 ……P6



農村振興局整備部農地資源課
経営体育成基盤整備推進室

# 1．事業概要

大区画化等加速化支援事業では、食料・農業・農村基本計画に基づき、初動５年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

**事業実施主体**　農業者等

**実施要件**
- ハード事業の実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域※1であること。
- 農用地の区画拡大を実施すること。

※1 生産緑地等の例外有

## ① ハード事業

支　援　の　例


畦畔除去


用水路更新


客土

**支援メニュー**

- 農用地の区画拡大
- 暗渠排水
- 湧水処理
- 末端畑地かんがい施設
- 客土
- 除礫
- 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- 病害虫対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）

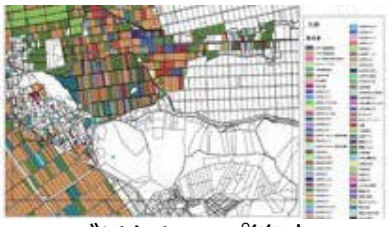
**助成額**　定額（10a当たり27.5万円等、工種や対象の面積、延長に応じて助成額は異なる。）

## ② ソフト事業（条件改善推進費）

権利関係等の調査・調整等を定額で支援し、事業実施に係る農業者の皆さんの費用負担を軽減します。

支　援　の　例


土地利用調整


デジタルマップ策定


直播栽培導入

**事業内容**
- 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動
- ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定
- 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

**助成額**　定額（単年度当たり300万円迄）

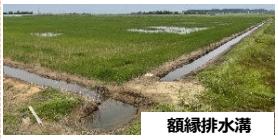
# 2．ハードメニューの詳細

| 事業種類 | 事業内容 | 助成額 通常 | 助成額 集約化する場合 | 助成額 大区画化する場合 | 活用のイメージ |
|---|---|---|---|---|---|
| 1．農用地の区画拡大 | | | | | |
| ア　水路変更なし | 畦畔除去、水路変更、均平作業等による区画拡大を支援 | | | | |
| | •ほ場の高低差が10cmを超え、かつ、表土扱いを行う場合： | 27.5万円/10a【20万円/10a】 | 33万円/10a【24万円/10a】 | 36万円/10a【26万円/10a】 |  区画拡大 |
| | •ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行う場合： | 25.5万円/10a【18.5万円/10a】 | 30.5万円/10a【22万円/10a】 | 33.5万円/10a【24万円/10a】 | |
| | •ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行わない場合： | 7万円/10a【6万円/10a】 | 8万円/10a【7万円/10a】 | 9万円/10a【7.5万円/10a】 |  区画拡大 |
| | •畦畔除去のみの場合： | 4万円/100m【4万円/100m】 | 4.5万円/100m【4.5万円/100m】 | 5万円/100m【5万円/100m】 | |
| | •緩傾斜化を行う場合： | 11万円/10a【7.5万円/10a】 | 13万円/10a【9万円/10a】 | 14.5万円/10a【9.5万円/10a】 |  区画拡大 |
| イ　水路変更あり | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大 | | | | |
| | •ほ場の高低差が10cmを超え、かつ、表土扱いを行う場合： | 46.5万円/10a【33万円/10a】 | 55.5万円/10a【39.5万円/10a】 | 61万円/10a【43.5万円/10a】 |  畦畔除去 |
| | •ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行う場合： | 44.5万円/10a【32.5万円/10a】 | 53万円/10a【39万円/10a】 | 58.5万円/10a【42.5万円/10a】 | |
| | •ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行わない場合： | 25.5万円/10a【18.5万円/10a】 | 30.5万円/10a【22万円/10a】 | 33.5万円/10a【24万円/10a】 |  畦畔除去 |
| 2．暗渠排水 | 吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設 | | | | |
| | •バックホウ施工、かつ、表土扱いを行う場合： | 22.5万円/10a【16.5万円/10a】 | 27万円/10a【19.5万円/10a】 | 29.5万円/10a【21.5万円/10a】 |  暗渠排水 |
| | •バックホウ施工、かつ、表土扱いを行わない場合： | 22万円/10a【16万円/10a】 | 26万円/10a【19万円/10a】 | 29万円/10a【21万円/10a】 |  暗渠排水 |
| | •トレンチャ施工、かつ、表土扱いを行わない場合： | 18万円/10a【13.5万円/10a】 | 21.5万円/10a【16万円/10a】 | 23.5万円/10a【17.5万円/10a】 |  暗渠排水 |

※　【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
※　集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、１ha以上の団地になっているものをいいます。
※　大区画とは、本事業で区画拡大を行い、事業後に１枚の農用地の面積が１ha以上であるものをいいます。

| 事業種類 | 事業内容 | 助成額 | | | 活用のイメージ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常 | 集約化する場合 | 大区画化する場合 | |
| 3. 湧水処理 | 湧水処理のための暗渠管等の新設<br>•表土扱いを行う場合：<br>•表土扱いを行わない場合： | 24万円/100m【17万円/100m】<br>23万円/100m【16.5万円/100m】 | 28.5万円/100m【20万円/100m】<br>27.5万円/100m【19.5万円/100m】 | 31.5万円/100m【22万円/100m】<br>30万円/100m【21.5万円/100m】 | <br>湧水処理 |
| 4. 末端畑地かんがい施設 | 末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更<br>•樹園地の場合：<br>•樹園地以外の畑地の場合：<br>•ほ場外からの接続管：<br>•給水栓設置のみ： | 35万円/10a【24.5万円/10a】<br>21.5万円/10a【15万円/10a】<br>7万円/10m【5万円/10m】<br>2.5万円/箇所【2万円/箇所】 | 42万円/10a【29万円/10a】<br>25.5万円/10a【18万円/10a】<br>8万円/10m【6万円/10m】<br>3万円/箇所【2万円/箇所】 | 46万円/10a【32万円/10a】<br>28万円/10a【19.5万円/10a】<br>9万円/10m【6.5万円/10m】<br>3万円/箇所【2.5万円/箇所】 | <br>畑地かんがい |
| 5. 客土 | 耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土 | 27.5万円/10a【19万円/10a】 | 33万円/10a【22.5万円/10a】 | 36万円/10a【25万円/10a】 | <br>客土 |
| 6. 除礫 | 30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫 | 25万円/10a【17万円/10a】 | 30万円/10a【20万円/10a】 | 33万円/10a【22万円/10a】 | <br>除礫 |
| 7. 更新整備 | 更新する必要がある用水路等の整備<br>•用水路の場合：土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新<br>•排水路の場合：土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新<br>•農作業道の場合：未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新<br>•畦畔の場合：畦畔の更新<br>•排水口の場合：排水口への桝の据付 | 15万円/10m【10.5万円/10m】<br>28万円/10m【20.5万円/10m】<br>12.5万円/10m【8.5万円/10m】<br>16万円/100m【11万円/100m】<br>5万円/箇所【3.5万円/箇所】 | 18万円/10m【12.5万円/10m】<br>33.5万円/10m【24.5万円/10m】<br>15万円/10m【10万円/10m】<br>19万円/100m【13万円/100m】<br>6万円/箇所【4万円/箇所】 | 19.5万円/10m【13.5万円/10m】<br>36.5万円/10m【27万円/10m】<br>16.5万円/10m【11万円/10m】<br>21万円/100m【14.5万円/100m】<br>6.5万円/箇所【4.5万円/箇所】 | <br>用水路<br><br>排水路<br><br>農作業道<br><br>畦畔整備<br><br>排水口整備 |

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、１ha以上の団地になっているものをいいます。
※ 大区画とは、本事業で区画拡大を行い、事業後に１枚の農用地の面積が１ha以上であるものをいいます。

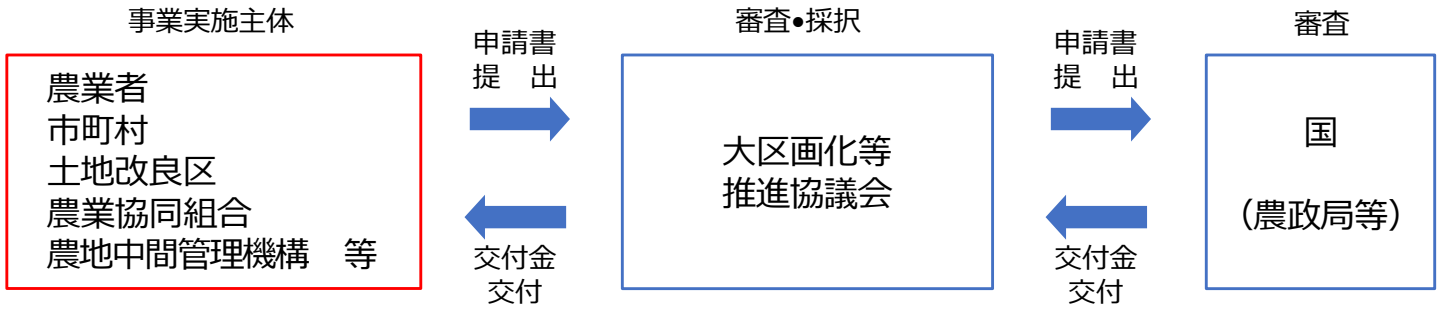
| 事業種類 | 事業内容 | 助成額 | | | 活用のイメージ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 通常 | 集約化する場合 | 大区画化する場合 | |
| 8. 畑作転換工 | 農用地の周囲における排水溝の新設や、水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整<br>•額縁排水溝の場合： | 1.5万円/100m<br>【1万円/100m】 | 1.5万円/100m<br>【1万円/100m】 | 1.5万円/100m<br>【1万円/100m】 | <br>額縁排水溝 |
| | •酸度矯正の場合： | 0.5万円/10a<br>【0.5万円/10a】 | 0.5万円/10a<br>【0.5万円/10a】 | 0.5万円/10a<br>【0.5万円/10a】 | <br>酸度矯正 |
| 9. 病害虫対策 | 病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における病害虫対策<br>•反転耕（バックホウ）50 cm以上： | 30万円/10a<br>【22万円/10a】 | | | <br>反転耕 |
| | •混層耕（トラクタ、プラウ）耕起深60 cm以上： | 2.5万円/10a<br>【1.5万円/10a】 | | | |
| | •堆肥施用（トラクタ、スプレッダ） | 3.5万円/10a<br>【2万円/10a】 | | | <br>堆肥施用 |
| | •明渠排水（バックホウ）： | 1.5万円/100m<br>【1万円/100m】 | | | |

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1 ha以上の団地になっているものをいいます。
※ 大区画とは、本事業で区画拡大を行い、事業後に1枚の農用地の面積が1 ha以上であるものをいいます。

# ３．事業申請の流れ

大区画化等加速化支援事業では、以下の流れで支援を行っています。詳しい申請手続きは、下記の連絡先へお問い合わせください。

○　支援の流れ



# ４．お問い合わせ先

| 大区画化等推進協議会（事業の実施に関するお問い合わせ先） | | |
|---|---|---|
| 北海道 | 札幌市中央区北５条西６丁目１-23<br>（北海道土地改良事業団体連合会内） | 011-206-8026 |
| 青森県 | 青森市本町二丁目６番19号<br>（青森県土地改良事業団体連合会内） | 017-723-2404 |
| 岩手県 | 盛岡市本宮二丁目10番１号 | 019-631-3206 |
| 宮城県 | 仙台市青葉区上杉二丁目２番８号 | 022-263-5816 |
| 秋田県 | 秋田市高陽幸町３番37号 | 018-888-2749 |
| 山形県 | 山形市松波二丁目８番１号 | 023-630-2535 |
| 福島県 | 福島市南中央三丁目36番地 | 024-535-0331 |
| 茨城県 | (1)水戸市宮内町3193番地の３<br>(2)水戸市笠原町978番６ | (1)県土連：029-225-5651<br>(2)県　　：029-301-4155 |
| 栃木県 | (1)宇都宮市平出1260番地<br>(2)宇都宮市塙田１丁目１-20 | (1)県土連：028-660-5704<br>(2)県　　：028-623-2364 |
| 群馬県 | 令和８年４月以降　設立予定 | |
| 埼玉県 | 令和８年５月下旬　設立予定<br>（埼玉県土地改良事業団体連合会内） | 048-530-7356 |
| 千葉県 | 千葉市美浜区新港249番地５<br>（千葉県土地改良事業団体連合会内） | 043-241-1728 |
| 東京都 | 設立予定なし | |
| 神奈川県 | 設立予定なし | |
| 新潟県 | 新潟市中央区長潟138番地 | 025-286-1111 |
| 富山県 | 富山市黒崎17番地 | 076-424-3300 |
| 石川県 | 令和８年６月中旬　設立予定 | |
| 福井県 | 福井市幾久町８番17号 | 0776-23-7776 |
| 山梨県 | 令和8年4月以降　設立予定 | |
| 長野県 | 長野市大字南長野字幅下６９２-2<br>（長野県農政部農地整備課内） | 026-235-7241 |
| 岐阜県 | 令和8年5月中旬　設立予定 | |
| 静岡県 | 静岡市葵区追手町9番6号<br>（静岡県土地改良事業団体連合会内） | 054-255-5151 |
| 愛知県 | 令和8年5月中旬　設立予定 | |
| 三重県 | 津市広明町３３０番地 | 059-226-4825 |

# ４．お問い合わせ先

| 大区画化等推進協議会（事業の実施に関するお問い合わせ先） | | |
|---|---|---|
| 滋賀県 | 東近江市林町601番地 | 0748-42-4806 |
| 京都府 | 令和８年６月　設立予定 | |
| 大阪府 | 設立予定なし | |
| 兵庫県 | 神戸市中央区北長狭通５丁目５番12号 | 078-341-0641 |
| 奈良県 | 令和８年度　設立予定 | |
| 和歌山県 | 設立予定なし | |
| 鳥取県 | 鳥取市千代水４丁目37番地 | 0857-38-9500 |
| 島根県 | 松江市黒田町432番地１ | 0852-32-4141 |
| 岡山県 | 岡山市中区中納言町１丁目６番地 | 086-207-2270 |
| 広島県 | 広島市中区鉄砲町４番１号 | 082-502-7476 |
| 山口県 | 山口市糸米二丁目13番35号 | 083-933-0035 |
| 徳島県 | 徳島市万代町１丁目１番地 | (1)県土連：088-626-3211<br>(2)県　　：088-621-2443 |
| 香川県 | 令和８年４月下旬　設立予定 | |
| 愛媛県 | 令和８年６月下旬　設立予定 | |
| 高知県 | 高知市上町２丁目9番12号<br>（高知県土地改良事業団体連合会内） | 088-823-5576 |
| 福岡県 | 福岡市博多区千代４丁目４番28号 | 092-642-1890 |
| 佐賀県 | 佐賀市大財３丁目８番15号 | (1)県土連：0952-24-6474<br>(2)県　　：0952-25-7127 |
| 長崎県 | 設立予定なし | |
| 熊本県 | 熊本市北区龍田陣内３丁目15-１ | 096-348-8803 |
| 大分県 | 大分市城崎町２丁目２番25号 | 097-536-6631 |
| 宮崎県 | 宮崎市柳丸町388番地14 | 0985-24-3361 |
| 鹿児島県 | 鹿児島市名山町10番22号 | (1)県土連：099-223-6111<br>(2)県　　：099-286-3241 |
| 沖縄県 | 設立予定なし | |

# ４．お問い合わせ先

| 農政局・農林水産省（制度の詳細に関するお問い合わせ先） | |
|---|---|
| 北海道庁農政部農村振興局農地整備課 | 011－204－5419 |
| 東北農政局農村振興部農地整備課<br>（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県） | 022－221－6291 |
| 関東農政局農村振興部農地整備課<br>（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県） | 048－740－0048 |
| 北陸農政局農村振興部農地整備課<br>（新潟県、富山県、石川県、福井県） | 076－232－4725 |
| 東海農政局農村振興部農地整備課<br>（岐阜県、愛知県、三重県） | 052－223－4638 |
| 近畿農政局農村振興部農地整備課<br>（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県） | 075－414－9541 |
| 中国四国農政局農村振興部農地整備課<br>（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県） | 086－224－9423 |
| 九州農政局農村振興部農地整備課<br>（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県） | 096－300－6502 |
| 沖縄総合事務局農村振興課 | 098－866－1652 |
| （事業全般について）<br>農林水産省農村振興局整備部農地資源課<br>経営体育成基盤整備推進室 | 03－6744－2208 |